

平成十八年二月二十四日受領  
答 弁 第 七 二 号

内閣衆質一六四第七二号

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四六年十一月に外務省が連合軍総司令部に提出した北方領土問題についての調書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四六年十一月に外務省が連合軍総司令部に提出した北方領土問題についての調書に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の調書の存否を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）にいう千島列島とは、我が国がロシアとの間に結んだ千八百五十五年の日魯通好条約及び千八百七十五年の樺太・千島交換条約からも明らかのように、ウルツプ島以北の島々を指すものであり、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島は含まれていない。